

#### 4 6 訴因変更の要否（規範）

当事者主義（256条6項、298条1項、312条1項等）の下、訴因は検察官の主張する具体的事実である。とすれば、具体的事実に変化が生じた場合に訴因変更が必要となる。もっとも、些細な変化の場合にまで訴因変更を要すると、訴訟遅延や訴訟不経済を招く。では、いかなる変化がある場合に訴因変更が必要か。

この点、訴因制度は、裁判所に対する審判対象画定機能と被告人に対する防御権画定機能を有するところ、第1次的機能は前者にあると解される。

そこで、まず、①審判対象画定のために不可欠な事実が変化した場合には訴因変更が必要と解する。

もっとも、②それ以外の事実の変化の場合であっても、それが訴因において明示され、その事実の変化により一般的に被告人の防御に不利益が生じるような場合には訴因変更を要すると解する。ただし、②の場合であっても、審理経過等に鑑み、被告人にとって不意打ちとならず、かつ、不利益とならない場合には、訴因変更は不要と解する。

あてはめは判旨参照。

#### 47・48 公訴事実の同一性

広義の公訴事実の同一性＝①公訴事実の単一性＋②（狭義の）公訴事実の同一性

①公訴事実の単一性：実体法上一罪と評価される場合は単一性がある。

②（狭義の）公訴事実の同一性：基本的事実関係の同一性、補完的に非両立性

訴因変更の可否の場面においては、②のみを書けば良い場合が多い（下記参照）。

##### ・公訴事実の同一性の規範

訴因変更は「公訴事実の同一性」（312条1項）の範囲内でのみ可能であるところ、いかなる場合に認められるか。

この点、公訴事実の同一性は、訴訟の一回的解決と被告人の防御上の不利益を防ぐため、訴因変更の限界を画する機能的概念にすぎない。

そこで、両訴因の基本的事実関係が社会通念上同一である場合には、「公訴事実の同一性」が認められると考える。そして、補完的に、非両立の関係にあるか否かも考慮すべきと解する。

## 50 訴因変更命令の義務性および形成力

1 まず、裁判所は、求釈明（規則208条）により、検察官に訴因変更を促すべきである。検察官が、求釈明に応じない場合、裁判所は訴因変更命令権限がある（312条2項）ので、訴因変更を命ずることができる。では、裁判所に、訴因変更命令義務まであるか。

この点、当事者主義の下、原則として、裁判所に命令義務はない。もっとも、真実発見の見地から、①重大犯罪の場合において②訴因変更をすれば有罪となることが証拠上明白である場合には、訴因変更命令義務があると解する。

本件では、警察官一名に対する傷害致死及び多数者に対する完治不能の重傷を含む傷害という重大犯罪の場合といえる（①充足）。また、共謀の時期・場所について訴因を変更しさえすれば、共謀共同正犯として有罪となることが証拠上明白といえる（②充足）。

よって、裁判所に訴因変更命令義務がある。

2 もっとも、当事者主義に鑑み、訴因変更命令義務に形成力は認められないと解するので、訴因変更命令を発しても、検察官が応じない場合は無罪判決を言い渡すことになる。

訴因維持命令も同様に考えればよい。